

行政資料 pickup!



2026年度診療報酬改定(改定率)とOTC類似薬等の薬剤給付の在り方の見直しについて

厚生労働省は2025年12月24日、2026年度診療報酬改定の改定率を公表しました。診療報酬改定率は本体が3.09%の引き上げ、薬価は0.87%の引き下げとなりました。診療報酬全体としては2.22%の引き上げとなり、12年ぶりのプラス改定で決着しました。

診療報酬

改定率 +3.09%

※2026年度 +2.41%、2027年度 +3.77% (2026年度予算額：国費2,348億円)

- ① **2026・2027年度の賃上げ対応★ +1.70%** ※2026年度 +1.23%、2027年度 +2.18%
 - ✓ 医療従事者のベア3.2%(看護補助者・事務職員は5.7%)の賃上げを実現
 - ✓ 賃上げ余力の回復・確保を図りつつ幅広い医療関係職種での賃上げを確実にするための賃上げ対応拡充時の特例的な措置を実施
 - ② **2026・2027年度の物価対応★ +0.76%** ※2026年度 +0.55%、2027年度 +0.97%
 - ✓ 2026年度以降の物価上昇に対応するため、医療機関の施設類型ごとの費用構造に応じて、きめ細やかな対応を実施
 - ✓ 配分は、病院+0.49%、医科診療所+0.10%、歯科診療所+0.02%、保険薬局+0.01%
 - ✓ 物価対応本格導入時の特例的な対応として高度機能医療を担う病院(大学病院を含む)向けの措置を実施
 - ③ **食費・光熱水道分 +0.09%**
 - ④ **その他 +0.25%**
 - **2024年度改定以降の経営悪化への緊急対応分★ +0.44%**
 - ✓ 配分は、病院+0.40%、医科診療所+0.02%、歯科診療所+0.01%、保険薬局+0.01%
 - **その他 +0.25%**
 各科改定率 医科+0.28%、歯科+0.31%、調剤+0.08%
 - ⑤ **効率化・適正化 ▲0.15%**
 - ✓ 後発医薬品への置換えの進展を踏まえた対応、適切な在宅医療の推進のための対応、調剤報酬の適正化、長期処方・リフィル処方の取組強化など
- ※★の項目については、施設類型ごとのメリハリある配分をはっきりとわかる形で実現
 ※実際の物価等が見通しから大きく変動し、医療機関等の経営に支障が生じた場合には2027年度予算編成において加減算を含め更なる必要な調整を行う

薬価等

改定率 ▲0.87% (2026年度予算額：国費▲1,063億円)

- ① **薬価 ▲0.86%** (国費▲1,052億円)
 - ✓ 創薬イノベーションや医薬品の安定供給の確保を図りつつ、市場の実勢価格に応じた適正化を実施
- ② **材料価格 ▲0.01%** (国費▲11億円)

賃上げや物価上昇への対応等で全体として引き上げが目立ちますが、「後発医薬品への置換えの進展を踏まえた対応、適切な在宅医療の推進のための対応、調剤報酬の適正化、長期処方・リフィル処方の取組強化など」はマイナス分として明記されています。

賃上げや物価対応分などを除いた本体部分の引き上げは+0.25%で、従来通り医科：歯科：調剤=1：1.1：0.3が維持されています。

尚、2024年改定時と同様に、薬価改定の施行は2026年4月、診療報酬改定の施行は6月施行となります。

OTC類似薬等の薬剤給付の在り方の見直し

2025年12月19日にOTC類似薬の保険給付の見直しについて政調会長間合意がなされました。長期収載品で求めているような別途の保険外負担(特別の料金)を求める新たな仕組みが創設されることとなります。これらは法改正を経て、2026年度中の実施を目指しています。

| | |
|----------------------|---|
| 趣旨 | ①医療用医薬品の給付を受ける患者とOTC医薬品で対応している患者との公平性の確保 ②現役世代の保険料負担の軽減 |
| 内容 | 他の被保険者の保険料負担により給付する必要性が低いと考えられるときには、患者の状況や負担能力に配慮しつつ、 長期収載品で求めているような別途の保険外負担(特別の料金)を求める新たな仕組みを創設する |
| 実施時期 | 2026年度中 |
| 対象医薬品の範囲 | 77成分※(約1,100品目) ※OTC医薬品と成分・投与経路が同一で、一日最大用量が異なる医療用医薬品を機械的に選択 <参考> 特別料金の対象となる医薬品の成分一覧(案) https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001621851.pdf |
| 主な対応症状 | <ul style="list-style-type: none"> ・鼻炎(内服・点鼻) ・腰痛・肩こり(外用) ・胃痛・胸やけ ・みずむし ・便秘 ・殺菌・消毒 ・解熱・痛み止め ・口内炎 ・風邪症状全般 ・おでき・ふきでもの ・皮膚のかゆみ・乾燥肌等 |
| 特別の料金 | <p>対象薬剤の薬剤費の1/4</p> |
| 配慮が必要な者(特別の料金を求めない方) | こども、がん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方、低所得者、入院患者、医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方等に対する配慮を検討 |
| 今後の対応 | セルフメディケーションに関する国民の理解や、OTC医薬品に関する医師・薬剤師の理解を深めるための取組、医療用医薬品のスイッチOTC化に係る政府目標の達成に向けた取組などの環境整備を進めるとともに、 2027年度以降に対象となる医薬品の範囲の拡大や特別な料金の引き上げについて検討 |

この他、長期収載品の選定療養についても、患者さんの選択に基づいて先発品を調剤する場合に徴収する「特別の料金」を先発品と後発品の薬価差の2分の1とすることで政調会長間合意しています。プラス改定の一方で、保険料負担抑制に向けた社会保障制度改革が進められていく模様です。

令和8年度診療報酬改定について(厚生労働省) <https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001620952.pdf>
 令和8年度社会保障関係予算のポイント(財務省) https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/seifuan2026/13.pdf
 OTC類似薬を含む薬剤自己負担の見直しの在り方について(厚生労働省) <https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001629737.pdf>

を加工して作成

本資料は、2026年1月6日時点の情報に基づき、編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

発行:T'sファーマ株式会社 マーケティング統括部

NPS-JP-011601 @2026・1

T's Pharma Co., Ltd.